

米軍経ヶ岬通信所における日米共同基地警備訓練に係る対応について

1 事案の概要

- 本年 7 月 9 日及び 10 日に、米陸軍経ヶ岬通信所において、陸上自衛隊第 7 普通科連隊（福知山駐屯地）と米陸軍経ヶ岬通信所の間で日米共同基地警備訓練を実施しました。
- その際、地元への事前の情報提供が実施できておりませんでした。

2 事案の発生原因

- 本訓練のような日米共同基地警備訓練を実施する際は、中部方面総監部を通じて近畿中部防衛局へ情報共有があり、時間的余裕をもって地元への情報提供を行うこととしています。
- しかしながら、本年 7 月 9 日及び 10 日に実施された日米共同基地警備訓練については、中部方面総監部から近畿中部防衛局に情報共有がなされず、地元への事前の情報提供が実施できませんでした。
- 中部方面総監部から近畿中部防衛局へ情報共有が実施されなかった理由としては、情報共有に係る業務実施要領の具体化・周知が十分ではなかったことに加え、人事異動が重なったことにより、適切な情報共有が実施できなかったことによるものです。

3 再発防止に向けた取り組み

- 中部方面総監部においては、日米共同基地警備訓練における報告・情報共有について、業務実施要領を具体化・周知することにより認識の統一を図り、確実に必要な情報を近畿中部防衛局に情報共有を行います。
- 近畿中部防衛局においては、より積極的な情報収集に努め、中部方面総監部と緊密な連携を図ります。

4 結論

- 訓練の実施にあたっては、地元の皆様のご理解とご協力を得られるよう、適時適切な情報提供を行うことが重要であると考えており、今後、訓練を実施する場合には、遺漏のないよう適切に対応してまいります。